

4.2 防災まちづくりの整備方針

4.2.1 基本方針

木密地域において、区は、区民や事業者と協力し、様々な事業を展開しながら、着実に、不燃化、耐震化および防災広場の整備等を進めてきた。しかしながら、未だ、地震災害およびこれに起因する延焼火災等に対して、脆弱な密集市街地が残されていることから、区民や国・都等と協力しながら、強力に密集市街地の防災性の向上を推進していく。

加えて、被災時には、区民を始め区内で勤務・就学している方々等が、安全に避難でき、被災者の円滑な救援・救護等が確実に実施できるよう、都市基盤や様々な設備の整備を進めていく。東日本大震災当日は、区内でも多くの帰宅困難者が発生した。鉄道事業者や区内事業者と協力しながら、この対策についても、自助・共助・公助の役割分担を踏まえながら進めていく。さらに、被災後のまちづくりを、地元区民と共に有し、早期の復興を進めるために震災復興に対する備えについても検討を行う。

また、目黒川および立会川沿岸等の低地部では、浸水被害への備えも重要である。短時間で多くの浸水被害を発生させるゲリラ豪雨に対しても、都と連携しながら、被害を最小限に抑えられるような対策を実施する。

4.2.2 現況と課題

- (1) 木密地域における防災性の向上
- (2) 安全な避難・円滑な救援等の確実な実施
- (3) 帰宅困難者等都心部特有の課題への対応
- (4) 浸水被害等に対する被害最小化への取組み
- (5) 震災復興に対する備え

(1) 木密地域における防災性の向上

荏原地区を中心とした区域は、老朽化した木造住宅が密集している地域が広がっていること、4m 未満の狭い道路が多いこと、公園等のオープンスペースが少ないこと等から、大規模地震による建物の倒壊やそれに伴う道路閉塞、延焼の危険性が非常に高い。東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月）でも、火災による焼失棟数が非常に高くなると予測されている。

区では、これまで、都市防災不燃化促進事業⁶⁴等の防災性の向上に資する取組みや、耐震診断・耐震改修工事等に対する費用の助成等を実施しているが、依然危険な地域も多い。そのため、様々な角度から、密集市街地の防災性を向上させるための施策を展開していくことが必要となる。

⁶⁴ 都市防災不燃化促進事業：12 ページを参照

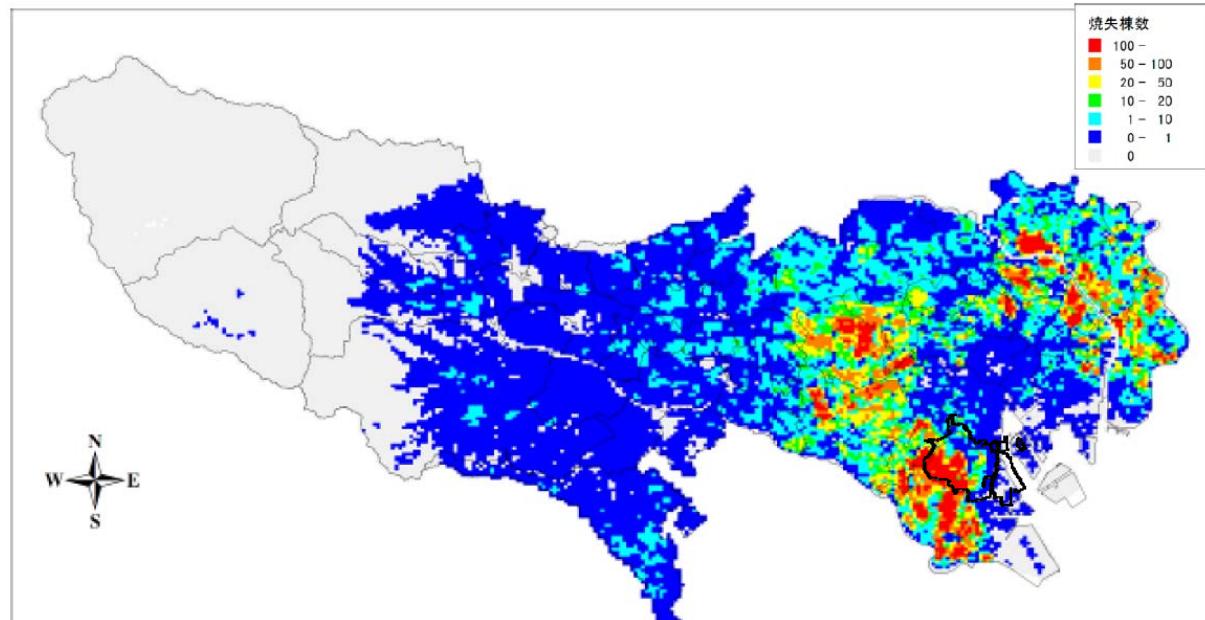


図 4-2 東京湾北部地震での火災による焼失棟数予測（冬 18 時、風速 8m/s）

資料：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成 24 年 4 月）より作成

（2）安全な避難・円滑な救援等の確実な実施

区の広域避難場所は、現在 9箇所指定されているが、周辺の住宅の不燃化が進んでおらず、さらなる避難計画人口の確保が必要な箇所もある。そのため、3km 以上の遠距離避難を余儀なくされる地区もあることから、広域避難場所の有効面積を増加させ、より多くの広域避難人口を確保できるよう、各広域避難場所周辺の不燃化を促進していくとともに、遠距離避難を円滑に行えるよう、避難道路の拡幅整備や沿道の不燃化および耐震化を進めていく必要がある。

また、大規模災害により住宅が全・半壊等した区民が一定期間避難生活を送るための小中学校等の避難所等においては、安心して避難生活を送るために、必要な飲料水および水洗可能なトイレの整備が必要である。

飲料水については、都水道局の設置した応急給水槽が区内に 4箇所整備され、4,600 m³の飲料水が確保されている。また、避難所となる各小中学校等では、耐震化し緊急遮断弁を設けるなど受水槽の改良を行っている。しかしながら、災害発生直後には、給水が困難な場合もあることから、今後も飲料水の確保に努める必要がある。

避難所は、被災者が避難生活を送ることはもちろん、物資の運搬・配布拠点、医療・消防等の活動拠点等、各フェイズにおいて多くの機能を持つ。避難所がこれらの機能を十分発揮するためには、周辺道路空間が確保されていることが重要であるが、これらの道路空間が確保できていない、すなわち、避難所へのアクセス道路が狭隘である避難所が多くある。避難所機能を確保できるよう、周辺のアクセス道路の空間確保が必要である。

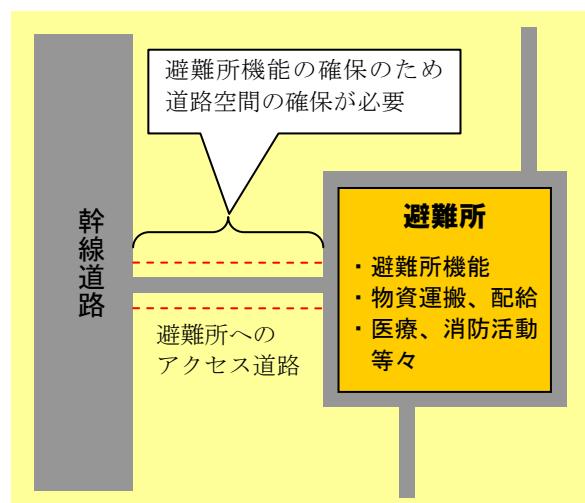


図 4-3 避難所へのアクセス道路での課題

(3) 帰宅困難者等都心部特有の課題への対応

東日本大震災では、大量の帰宅困難者の発生により都内は大きな混乱が生じた（都内では約352万人）。区でも、震災発生当日には、1,500人を超える帰宅困難者を区内の施設に受け入れた。

一斉帰宅行動による帰宅困難者の抑制については、区・区民・事業者等、社会全体で対策を進める必要がある。そのため、職場での一時待機や飲料水や食糧の備蓄等を事業者に啓発し発生を抑制するとともに、国・都および民間事業者と協力しながら、一時待機できるスペースを確保することや情報通信基盤を強化し安否確認が確実に行えるようにすることが必要である。加えて、共助を中心とした災害時要援護者への配慮も重要である。

(4) 浸水被害等に対する被害最小化への取組み

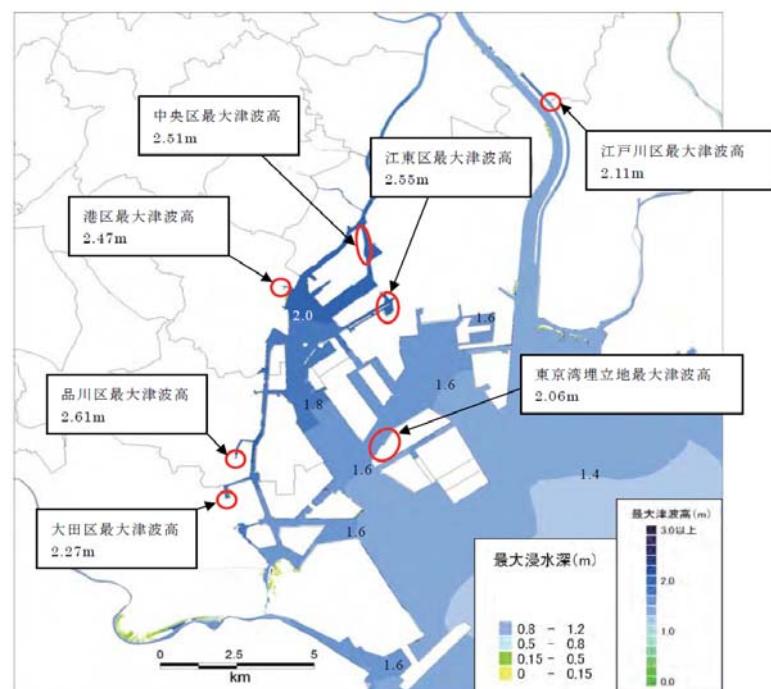
品川区は、低地部と台地部を中心に構成されているという地形的特徴があり、目黒川および立会川沿いの低地部等で浸水被害が集中している。また、短時間で多くの被害の発生が予測される集中豪雨についても課題となっており、ハザードマップの活用等のソフト対策も含めて進めていく必要がある。

高潮については、東京都が昭和34年（1959年）の伊勢湾台風を契機として、同台風級の高潮に対処できるよう昭和38年（1963年）に東京高潮対策事業を計画し、防潮堤等の整備を進めてきた。また、津波対策については、平成3年（1991年）の東京都防災会議で想定された水位上昇を勘案し、防潮堤等の整備が、東京都により進められてきた。

今後は、首都直下地震による津波被害の想定も踏まえ、都と連携して、ハード・ソフト両面から対応していく必要がある。

表 4-1 東日本大震災当日の
帰宅困難者の受け入れ状況

受け入れ施設	受け入れ人数
関ヶ原シルバーセンター	8
中小企業センター	151
戸越体育館	55
総合体育館	850
御殿山小学校	18
きゅりあん	450
合 計	1,532



元様型関東地震(M8.2)(行谷ほか(2011)モデル)・水門閉鎖の場合

図 4-4 最大津波高さの予測
出展：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月）

(5) 震災復興に対する備え

大規模地震により、区内が甚大な被害を受けた場合、早急に復旧・復興を進めていく必要があるが、復興に対しては、以下のような視点が重要である。

- ①区民・事業者と復興後のイメージを共有しておくこと
- ②スムーズな復興の進め方を事前に定めておくこと
- ③職員の継続的な訓練

これらの視点を基に、事前に、区民・事業者および区が協働して復興のプランやイメージを作り、共有するため、復興まちづくりに関する訓練や話し合いの場を設けることが必要である。また、各主体がどのような手順で復興を進めるか、どのような事業手法が適当か、などといったマニュアル等の構築も重要である。加えて、直接防災まちづくりに関係する職員に、継続的な教育を施すことも必要である。

4.2.3

防災まちづくりの整備方針体系図

4.2 防災まちづくりの整備方針

課題

(1) 木密地域における防災性の向上

(2) 安全な避難・円滑な救援等の確実な実施

(3) 帰宅困難者等都心部特有の課題への対応

(4) 浸水被害等に対する被害最小化への取組み

(5) 震災復興に対する備え

4.2.4 木密地域の防災性向上

- (1) 新たな制度を活用した強力な木密地域の解消
- (2) 都市計画道路沿道の防災まちづくりの推進と街並み形成
- (3) 木密地域の耐震化・不燃化の促進
- (4) 防災広場等の適正配置と機能の充実
- (5) 細街区等の拡幅整備の推進
- (6) ブロック塀等の除却
- (7) 防災機能拠点の整備検討

4.2.5 安全で安心な避難のできるまちづくり

- (1) 広域避難場所周辺や避難道路沿道の不燃化促進
- (2) 特定緊急輸送道路および橋梁の機能確保
- (3) 舟運の活用
- (4) 避難所へのアクセス道路の確保
- (5) 災害時の水の確保検討
- (6) 再開発等の機会を捉えた防災機能の導入

4.2.6 就業者・来街者等への適切な対応

- (1) 帰宅困難者への対応検討
- (2) 徒歩帰宅者への対応検討

4.2.7 風水害等に対する備え

- (1) 浸水被害の防止・軽減に向けた対策の推進
- (2) 高潮・津波対策の促進
- (3) 液状化対策の促進

4.2.8 協働による復興まちづくり

- (1) 区民・事業者等との復興後のイメージ共有の検討
- (2) 復興の進め方に関するマニュアルの活用
- (3) 職員の継続的な復興に対する訓練

4.2.4 木密地域の防災性向上

- (1) 新たな制度を活用した強力な木密地域の解消
- (2) 都市計画道路沿道の防災まちづくりの推進と街並み形成
- (3) 木密地域の耐震化・不燃化の促進
- (4) 防災広場等の適正配置と機能の充実
- (5) 細街路等の拡幅整備の推進
- (6) ブロック塀等の除却
- (7) 防災機能拠点の整備検討

(1) 新たな制度を活用した強力な木密地域の解消

①特に危険性の高い地区における不燃化特区制度の活用

地域危険度が高く特に重点的・集中的に改善を図るべき地区については、「木密地域不燃化 10 年プロジェクト⁶⁵」に基づく東京都の不燃化特区制度を活用し、都と連携して不燃化を強力に推進する。区内では、先行実施地区に、「東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区（荏原中延駅）」が選定されたことから、地区内のコア事業を重点的に進めていくとともに、他の地区についても、各地区的ニーズに沿った整備プログラムを作成し、木密地域の防災性向上を図ることとする。また、豊町四・五・六丁目地区や二葉三・四丁目、西大井六丁目地区等、木密地域の他の密集事業⁶⁶地区についても、不燃化特区の選定に向け検討を進めていく。

②放射 2 号線、補助 29 号線および補助 28 号線の強力な整備推進

放射 2 号線（一部未着手）および補助 29 号線（全線未着手）は、木密地域を貫き、延焼遮断帯⁶⁷として地域の区民の安全な暮らしを守るために必要不可欠な道路であるとともに、ライフラインとしても重要な役割をもっている。この未着手路線については、長年事業化の目途が立っていなかったが、東日本大震災を踏まえて平成 24 年（2012 年）に開始された都の「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」において特定整備路線候補区间として選定された。このことは、



図 4-5 木密地域不燃化 10 年プロジェクト 特定整備路線（候補区间）

出典：東京都ホームページ「特定整備路線整備を加速するための特別支援策について」

【基本的な考え方】

木密地域の特性を踏まえて、地元区との連携のもとで、事業に協力していただく関係権利者の不安解消・移転先確保など生活再建に向けたサポートを充実させる。

⁶⁵ 東京都木密地域不燃化 10 年プロジェクト：50 ページを参照

⁶⁶ 密集事業：密集住宅街地整備促進事業の略。12 ページを参照。

⁶⁷ 延焼遮断帯：50 ページを参照

区の防災まちづくりにおいて極めて重要な意思決定であるため、都と密接な連携・協力を図り、早期着手に向けて取組んでいくこととする。

補助 28 号線（補助 205 号線～滝王子通り）についても、上記プロジェクトの候補区間として選定された。この路線は、一定の幅員が確保されているものの、計画幅員 20m を適正に確保することにより、効果的な延焼遮断効果の発現を進めることとする。

（2）都市計画道路沿道の防災まちづくりの推進と街並み形成

①都市計画道路沿道建築物の不燃化の促進

木密地域の都市計画道路の具体化・整備に合わせて沿道の防災まちづくりを推進することは、大震災が起きた際に災害の拡大を防ぎ、地域の区民の救援や復興を推進するために重要である。また、都市計画道路の延焼遮断効果をより効果的にするため、補助 26 号線その 2 地区をはじめ、国や都と連携し、沿道の建築物の不燃化を一層促進する。

②都市計画道路の整備の具体化に合わせた防災まちづくりの推進

昭和 21 年（1946 年）の都市計画決定以来未着手だった放射 2 号線および補助 29 号線ならびに一定の幅員はあるものの完成には至っていない補助 28 号線の整備が、東京都により意思決定された。長年未着手だった道路の整備にあたり、区としては、都市計画道路の区域内および沿道地域のまちづくりについて検討し、さらに防災まちづくりを強力に推進する。また、都市計画道路区域内およびその近隣において住み替えが必要になるため、住み慣れた地域での居住支援等、具体的な対策を検討する（右の写真は、都市計画道路整備に合わせて、従前居住者向けの住宅整備・共同化を整備した都内の先行事例）。



図 4-6 都市計画道路整備に合わせて従前居住者向けの住宅整備・共同化を実施した先行事例（補助 29 号線の参考となる豊島区（補助 81 号線）の事例、東京都 HP より）

③未整備の都市計画道路の整備促進

木密地域を通る都市計画道路の整備は、延焼遮断帯⁶⁸の構築だけでなく、沿道の不燃化を促進させることにもつながるため、第三次優先整備路線の整備を促進する。また、都の「木密地域不燃化 10 年プロジェクト⁶⁹」に選定された補助 29 号線に繋がる補助 31 号線および補助 205 号線の未整備部について、補助 29 号線整備の機会にあわせて、都と連携しながら、整備検討を推進する。

⁶⁸ 延焼遮断帯：50 ページを参照

⁶⁹ 東京都木密地域不燃化 10 年プロジェクト：50 ページを参照



戸越公園付近の航空写真



大井・西大井付近の航空写真



西五反田付近の航空写真

(3) 木密地域の耐震化・不燃化の促進

①建物倒壊、火災危険度の高い地域における耐震化および不燃化の促進

木密地域においては、建築物の耐震化および不燃化を促進するため、都市防災不燃化促進事業⁷⁰等、都市の防災性の向上に資する取組みを今後も継続して実施する。また、木密地域における住宅改善工事助成を拡充し、住宅の防火・耐火対策を推進する。さらに、特に危険度の高い豊町五丁目・二葉三丁目においては、耐震診断で倒壊のおそれがある建物に対し、重点的に取壊し費用の助成を行うことにより、建替えを促進する。

②建築物の耐震改修に係る各種施策の周知と啓発・各種助成制度の充実

「品川区耐震改修促進計画」（平成 19 年（2007 年）12 月）に基づき、区内建築物の耐震化の促進に向け、耐震診断・耐震改修工事等に対する費用の助成等を継続し、対象規模の拡大等、内容の充実を図る。また、耐震アドバイザー派遣や（仮称）品川区住宅耐震化促進協議会の創設等、相談体制の強化を進めるとともに、耐震化に関する情報発信の充実や家具転倒防止器具取り付け推進、マンション管理組合における防災対策等検討交流会の創設を図ることにより、建築物の耐震化・マンションの防災対策をより一層促進する。また、荏原町駅前、戸越公園周辺、豊町・二葉・西大井、中延地域等では、各種地区計画等の活用により、老朽建物の建替えの促進および道路状空間の確保等、市街地の安全性の向上を図る。

⁷⁰ 都市防災不燃化促進事業：12 ページを参照

(4) 防災広場等の適正配置と機能の充実

①防災広場の整備・適正配置

防災性の向上とともに、周辺の住環境向上のため、引き続き、密集住宅市街地整備促進事業⁷¹等による防災広場の整備および適正配置を推進する。

さらに、防災広場の未整備地域における地域の防災性を向上させるため、既存の公園、児童遊園へのマンホールトイレや消防水利、かまどベンチ、防災倉庫等の設備の設置を推進し、防災機能の適正配置を図る。

②防災機能を持った都市計画公園の整備

しながわ中央公園に隣接する大規模未利用地については、防災性の向上に資する都市計画公園として整備を進めることとする。

③必要な機能の充実

現在の防災広場は、マンホールトイレや消防水利、かまどベンチ、防災倉庫等の設備が設置されている。区全体の防災広場の配置や広場整備面積等を踏まえ、その機能をさらに検討し、充実させることとする。



中二さくらひろば



かまどベンチ



マンホールトイレ

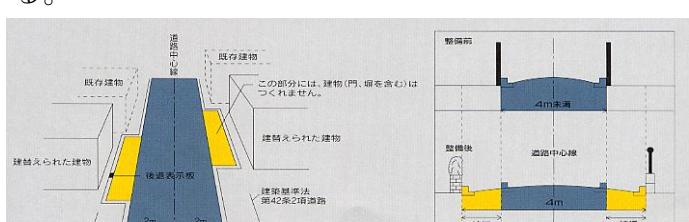
(5) 細街路等の拡幅整備の推進

①細街路拡幅整備事業の内容の見直し検討

荏原地区を中心とした木密地域においては、幅員4m未満の狭あいな道路（細街路）が多く存在する。また、安全な避難の支障となる行き止まり道路も多い。そこで、現在実施している細街路拡幅整備事業において、行き止まりの私道について助成対象の範囲を拡充するなどの内容の見直し検討を行い、より一層整備を進める。また、一旦確保した道路空間が適切に確保されず、工作物等の再突出も見られることから、この防止についても検討する。



図4-7 中延地域の狭あい道路



細街路拡幅整備事業の整備イメージ

⁷¹ 密集住宅市街地整備促進事業：12ページを参照

②街並み誘導型地区計画を活用した建替え促進と道路空間の確保

敷地面積が狭いために、必要な道路空間を確保して建替えをすることが困難な敷地に対しては、街並み誘導型地区計画⁷²を活用した建替えの促進と必要な道路空間の確保を図る。

③行き止まり道路の避難方法等の検討

行き止まり道路については、非常時における二方向避難が可能となるよう、近隣住民の間での協力体制の構築や、庭先や建物の間を利用した非常用の避難経路の確保方法を検討する。



幅員 4m 未満の狭あいで行き止まりとなっている道路

(6) ブロック塀等の除却

大規模地震の際は、ブロック塀の転倒により道路閉塞や歩行者等が負傷する可能性がある。区では、ブロック塀の実態調査を実施し、補強等の指導を行っているが、良好な住環境構築の観点からも、区の生垣造成費用の一部助成制度をより一層活用し、まちの危険性を低減させる取組みを進める。



生垣による街並み

(7) 防災機能拠点の整備検討

災害時には、区役所に区長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害情報の収集・伝達、都への要請・連絡、避難勧告・指示および支援物資等の管理等を行うこととしている。しかしながら、荏原地区を中心とした密集市街地では、建物倒壊による道路閉塞や延焼により、区役所からの物資の運搬や救援・救護活動が困難になる恐れがある。

そこで、区役所の災害対策本部の機能を補完し、現地で災害時の活動に即応し、迅速な情報収集や伝達を行うとともに、ボランティア活動の展開、支援物資等の受入・管理および医療・福祉活動の実施といった各機能をもった防災機能拠点の整備について、地域防災計画と連携を図りながら、検討していくこととする。

⁷² 街並み誘導型地区計画：78 ページを参照

4.2.5 安全で安心な避難のできるまちづくり

- (1) 広域避難場所周辺や避難道路沿道の不燃化促進
- (2) 特定緊急輸送道路および橋梁の機能確保
- (3) 舟運の活用
- (4) 避難所へのアクセス道路の確保
- (5) 災害時の水の確保検討
- (6) 再開発等の機会を捉えた防災機能の導入

(1) 広域避難場所周辺や避難道路沿道の不燃化促進

①戸越公園一帯周辺地区の不燃化による避難計画人口の拡大

広域避難場所の周辺について、不燃化を促進し、避難時の安全性を確保するとともに、避難計画人口の拡大を図ることとする。特に、戸越公園周辺では、大井競馬場への遠距離避難が必要となる地域が存在することから、周辺建築物の不燃化を促進し、公園へ避難できる区域の拡大を目指す。

②避難道路沿道建築物の不燃化促進

避難道路である滝王子通りについては、現在の地区計画を適切に見直すなどして、拡幅整備を促進するとともに、安全で確実な避難が可能となるよう不燃化を促進する。

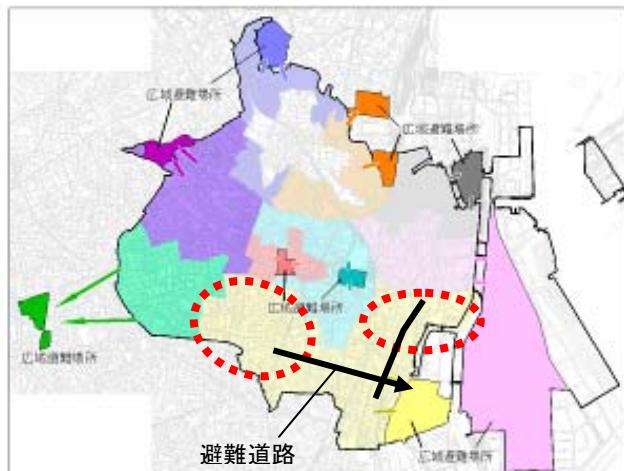


図 4-8 広域避難場所

資料：区「防災マップ」より作成

(2) 特定緊急輸送道路および橋梁の機能確保

①特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

東京都では、震災直後から発生する緊急輸送の円滑化のため緊急輸送道路を定めている。また、特に、都内の主要な防災拠点、空港や港湾を結ぶ道路、緊急物資や救援活動の受け入れのための道路等、沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路として、特定緊急輸送道路が定められている。震災時に特定緊急輸送道路の機能を必ず確保するため、沿道の建築物は、耐震化状況の報告と耐震診断の実施が義務化されている。区においても、区内の被災地への迅速で円滑な緊急物資や救援活動の受け入れ等を行えるようにするために、耐震化の促進に係る必要経費の助成を継続して実施する。

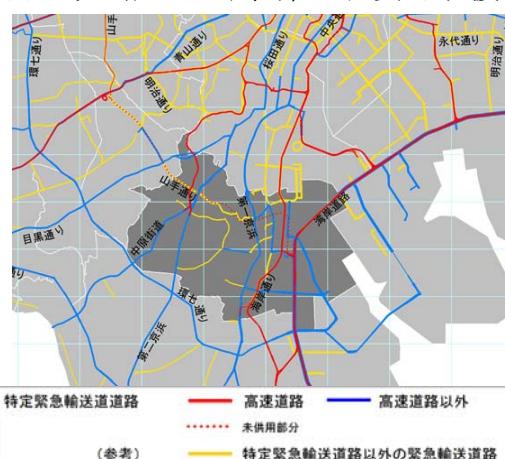


図 4-9 緊急輸送道路

出典：東京都「東京都耐震ポータルサイト」

②橋梁の長寿命化の推進および耐震化の促進

橋梁長寿命化修繕計画（平成 22 年（2010 年）4 月）に則り、橋梁の長寿命化を推進していく。また、この長寿命化とあわせながら耐震化の促進も図っていく。

（3）舟運の活用

災害時における陸上輸送網の補完として、舟運の活用を図る。舟運利用については、現在、東京都と連携し、東海橋等で防災船着場としての活用を進めているが、舟運ネットワークを充実させるため、民間の船着場の利用も含めて検討する。

なお、平常時には、避難訓練・防災教育や、身近な水辺空間として親水利用できるよう検討する。

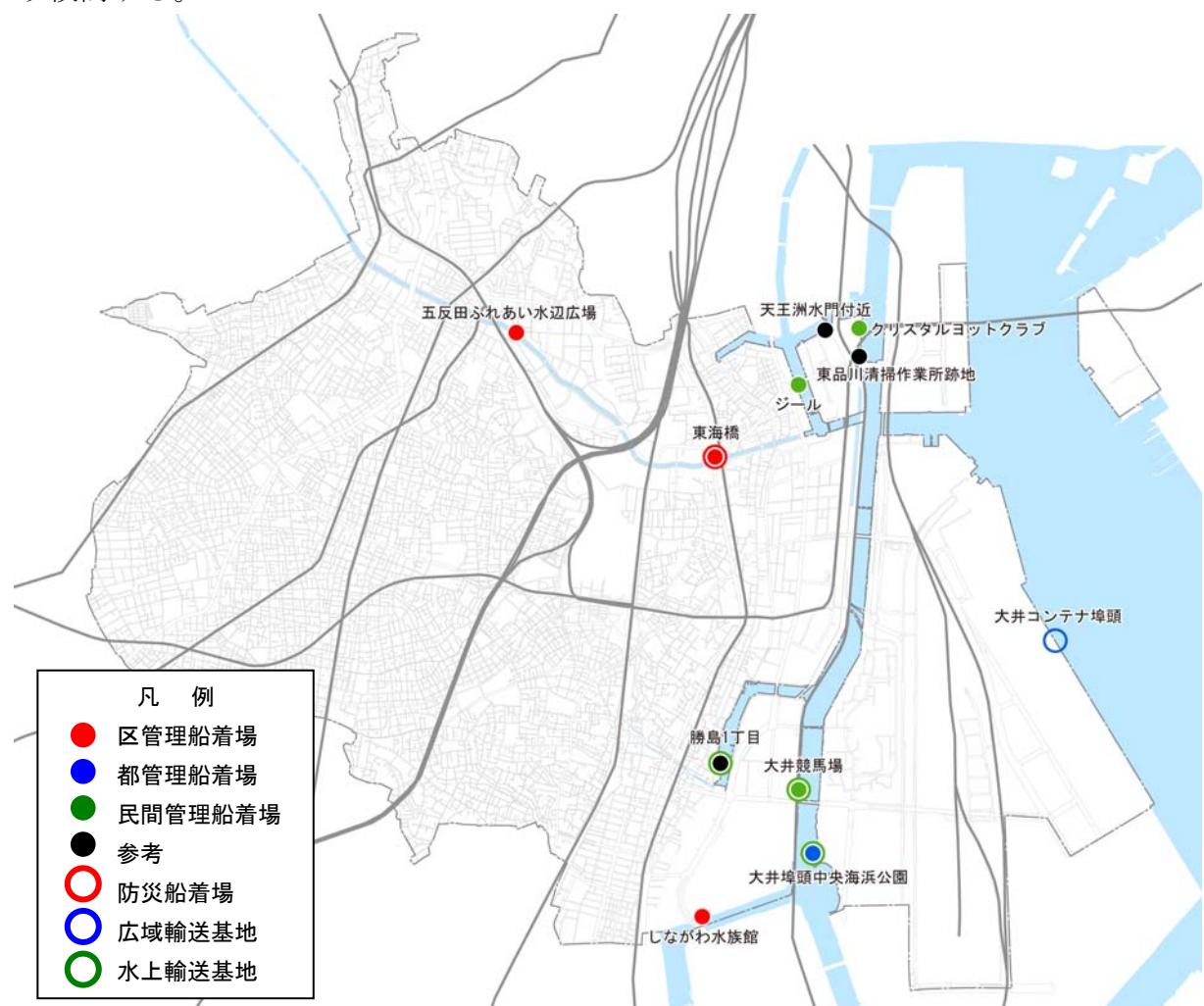


図 4-10 現在の船着場 (H25. 2 時点)

(4) 避難所へのアクセス道路の確保

①避難所周辺の狭い道路における道路空間の確保検討

避難所に安全に避難できると同時に、避難所への物資の輸送等が円滑に実施できるよう避難所へのアクセス道路について必要な道路空間の確保を図る。

②避難所機能の充実・物資の適正な分散備蓄

各避難所では、被災後の避難所生活を少しでも安全に安心して過ごせるようするため、また、地域の救出活動を迅速に実施するための避難所機能の充実を引き続き推進する。なお、区内に均等に分散させて災害時の生活必需品を保管する必要があることから、都立や私立学校等の補完避難所でも物資の備蓄にそなえるとともに、民間事業者等とも、物資の備蓄や避難所に関する協定の締結に努める。



(5) 災害時の水の確保検討

災害時、ライフラインの寸断により、電力・水道・下水道等が使用困難となることが想定できる。中でも「水」は、生命の維持に係るものであることから、適正に確保される必要がある。現在、避難所となる小中学校等では、既存の受水槽を改良し災害時の飲用水を一定期間確保するとともに、周辺の下水道管きょおよび排水設備の耐震化により災害時のトイレの水洗化を進めてきた。

今後も、安心感のある避難生活および適切な医療活動等を行うために最も重要な飲用水、生活用水、トイレ用水等の雑排水等の確保について、東京都、東京消防庁等との協議・調整を行いながら、災害時の水の確保について、検討を行うこととする。



図 4-11 避難所（小中学校）の
1階トイレの排水ルート耐震化

(6) 再開発等の機会を捉えた防災機能の導入

民間の再開発や中高層建築物の建築等が実施される際には、敷地内空地に非常用物資の備蓄倉庫や非常用トイレ等の災害時に対応可能な施設の運営・管理等について、事業者との協働により進めていく。

4.2.6 就業者・来街者等への適切な対応

- (1) 帰宅困難者への対応検討
- (2) 徒歩帰宅者への対応検討

(1) 帰宅困難者への対応検討

①徒歩帰宅者の発生抑制に向けた都や関係団体との連携

帰宅困難者対策では、まず、帰宅困難者の発生を抑制することが重要である。国および東京都では、事業者や各種団体に対して、従業員等の一斉帰宅の抑制、水、食料、毛布等の物資の備蓄等を求めている。そのため、区内の事業者や各種団体に対して、一斉帰宅の抑制や物資の備蓄を求めていくとともに、鉄道事業者や大規模集客施設管理者と協議しながら、利用者の適切な待機や誘導を図ることとする。加えて、区内の事業者等に対して、事業継続計画(BCP)の策定を促進する。



東日本大震災当日の大井町駅バス停



東日本大震災当日のJR 大井町駅

②鉄道駅等における帰宅困難者への適切な情報提供

帰宅困難者には、適切な情報が伝わりにくい。そのため、都と連携しながら、安否確認等のため、事業者等に携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル 171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の活用を促すこととする。

③民間マンションにおける帰宅困難者等の受入れに対する検討

区では、平成 23 年度に、23 区初となる民間共同住宅との災害時の協定を締結し、帰宅困難者をはじめ被災者の受入れに対して、地元との協力体制を構築した。今後も、地域や民間事業者との連携を深め、できるだけ多くのスペースの確保を進めていくこととする。



民間大型マンションでの帰宅困難者受入れ訓練

(2) 徒歩帰宅者への対応検討

徒歩帰宅者に対する帰宅支援策については、東京都と協力しながら、区として可能な方策について検討する。

4.2.7 風水害等に対する備え

- (1) 浸水被害の防止・軽減に向けた対策の推進
 - (2) 高潮・津波対策の促進
 - (3) 液状化対策の促進

(1) 浸水被害の防止・軽減に向けた対策の推進

目黒川沿岸域や戸越銀座周辺を中心とした浸水被害が多発している地域において、これまで、以下に示す浸水対策下水道施設増強工事を積極的に東京都から受託して、浸水対策事業を進めてきた。これにより、浸水被害を軽減し、安全・安心のまちづくりが進展した。

- 目黒川両岸でのバイパス管・貯留管による雨水排水能力の増強
 - 戸越幹線流域での貯留管による雨水貯留能力の増強

現在、立会川沿岸域の浸水対策として、第二立会川幹線や勝島ポンプ所等の整備が完了し、立会川雨水放流管や浜川幹線等、立会川の浸水対策に必要な各事業も実施している。

今後、立会川や西品川地区の浸水対策に向け、都と情報共有・協力体制の強化を図るとともに、区が積極的に事業を受託し、浸水被害に対するさらなる安全・安心の確保に努めていく。

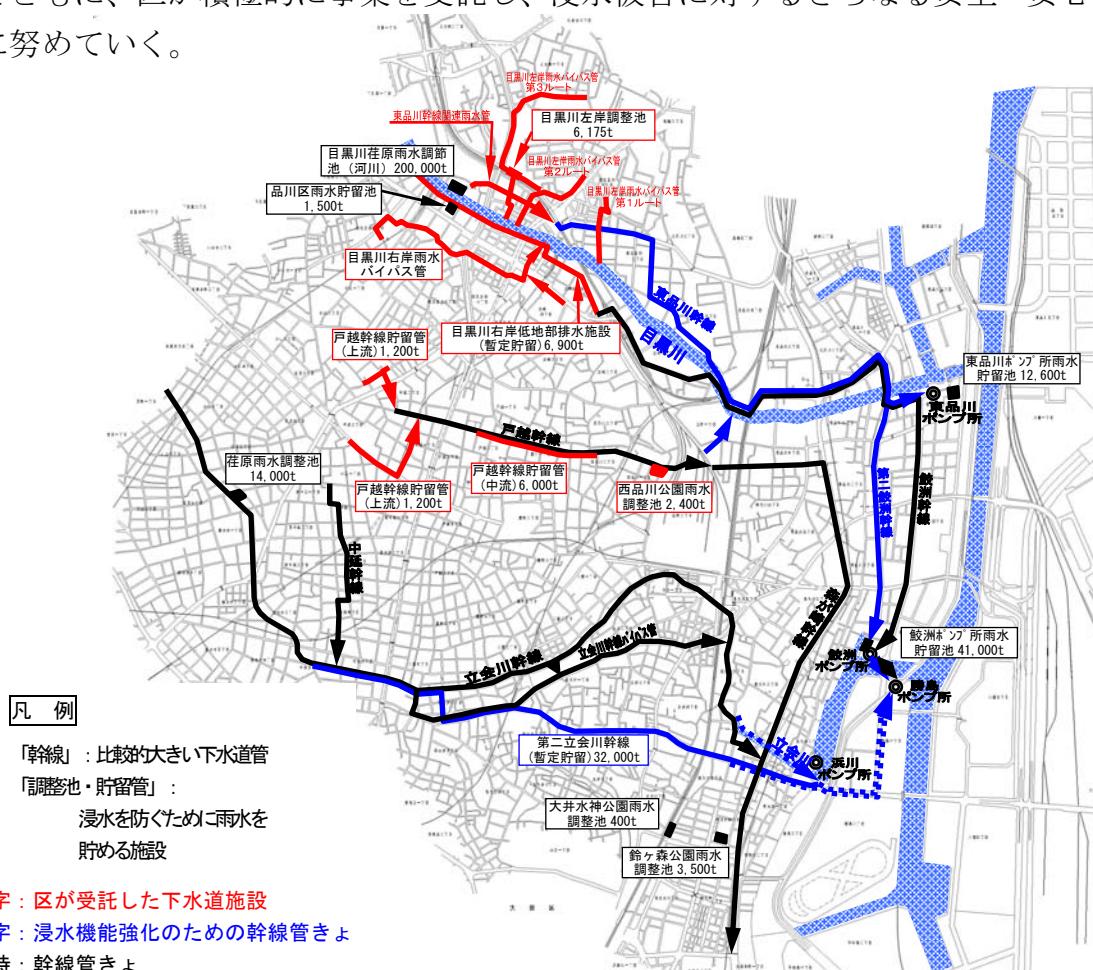


図 4-12 区内の主な下水道施設

(2) 高潮・津波対策の促進

①標高図や海拔標示板による区民への啓発

現在、区内の標高をホームページで公開し、かつ、海拔標示板を臨海部や河川沿いに設置しているが、これを用いてながら区民への高潮・津波に対する意識を醸成し、避難や日頃の備えに対する啓発を続けていくこととする。また、大規模な地震の際に、水門、防潮堤の損壊等が生じた場合は、津波被害が発生する可能性も想定できる。そのため、津波からの自主避難マップの作成を、沿岸部の区民とともに実施する。

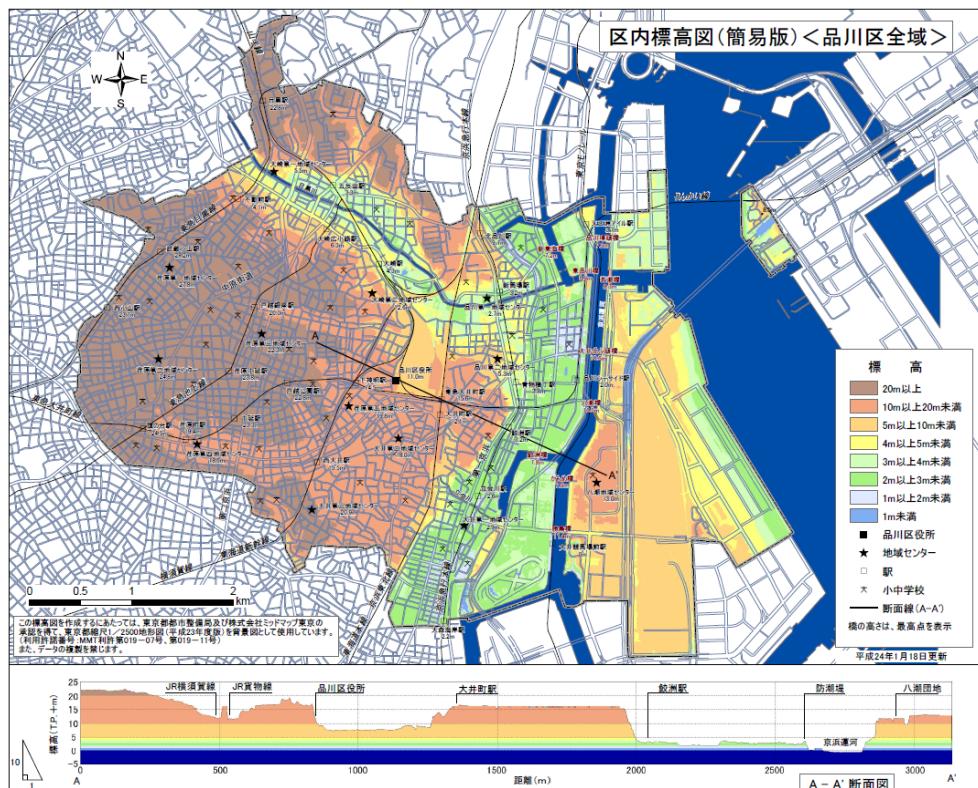


図 4-13 区内標高図

②未整備部分の護岸等の整備促進

東京都と連携しながら、未整備の護岸等の整備を進め、高潮および津波からの被害軽減を図ることとする。

(3) 液状化対策の促進

区では、都と連携しながら、液状化対策として、避難所につながる下水道のマンホールの浮上抑制対策を実施してきた。今後も、その他の対策として、東京都が平成24年4月に公表した「首都直下地震における東京の被害想定報告書」での危険度予測や、区が蓄積・所有する地盤データを活用しながら、建築物について、液状化対策を考慮した設計とするよう建築確認申請等を通じて指導の充実を図る。

4.2.8 協働による復興まちづくり

- (1) 区民・事業者等との復興後のイメージ共有の検討
- (2) 復興の進め方に関するマニュアルの活用
- (3) 職員の継続的な復興に対する訓練

(1) 区民・事業者等との復興後のイメージ共有の検討

被災してしまった場合、避難所で公的援助を待つのみではなく、区民一人ひとりが復興・生活の立て直しを図るためにすべきこと（家族の安否の確認方法、自宅の再建方法・支援の種類の把握）を日頃から理解しておくことで、円滑で早期の生活再建が可能となる。また、円滑な復興を行うためには、地元区民と協働で、震災前から復興をどう進めるかを考えておく事前復興が重要となる。このためには、災害を想定し、復興を模擬体験する事前復興まちづくり訓練が有効となる。この訓練は、専門家を加え、講演、まち歩き、地図作り等を体験しながら、復興後のまちのイメージや計画案を作成し、区民と区が共有するものである。地元と協議しながら、事前復興まちづくり訓練の検討を行うこととする。

(2) 復興の進め方に関するマニュアルの活用

大規模な地震による甚大な被害に対して、復興に向けた迅速な対応をとれるようにするために、東日本大震災の知見を踏まえ、復興の全体像や震災直後から復興に向けて行政がなすべき行動や事業等を定める震災復興計画マニュアルの見直しを行う。

(3) 職員の継続的な復興に対する訓練

東京都では、行政職員を対象とした都市復興模擬訓練を平成10年度から実施しており、区でも、震災後の都市復興を迅速かつ円滑に進めるための訓練に積極的に参加してきた。今後もこの訓練に継続的に参加し、区職員の復興に対する能力を醸成することとする。



震災復興模擬訓練の様子